

第 3 次男女共同参画基本計画に関する
施策の評価等について
(第 1 5 分野) (各府省作成資料)

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守

1 主な施策の取組状況

(1) 女子差別撤廃条約

- 女子差別撤廃条約、それに基づく政府報告及び女子差別撤廃委員会の最終見解等を、報告会、刊行物、広報映像DVDの制作等を通じ一般国民に対する周知に努めるとともに、内閣府ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。
- 我が国の第6回政府報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解を踏まえ、平成23年8月及び平成24年11月に2度にわたるフォローアップ報告を、また、平成26年9月に第7回・第8回政府報告を、それぞれ国連に提出した。内閣府では、関係省庁の協力を得て、報告書の内容の取りまとめを行った。取りまとめに当たっては、男女共同参画会議監視専門調査会の意見を踏まえるとともに、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための男女共同参画推進連携会議主催による「聞く会」を開催した。また、報告書及びそれに対する女子差別撤廃委員会の見解等については、一般国民に対する上記の周知等を行ったほか、関係する国会議員に対し配布するなどの取組を実施した。

(2) 国際的な基準・規範

- 国連婦人の地位委員会等の各種国際会議に参加するとともに、こうした会議の議論や成果等について、各種刊行物やウェブサイトなどを通じた広報、「聞く会」における情報・意見交換を行い、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を一般国民に対する周知を行っている。
- 平成27年に「北京宣言及び北京行動綱領」が採択されて20年を迎えるに当たり、内閣府では、関係省庁の協力を得て、我が国の取組に関するフォローアップ報告書の内容の取りまとめを行った。(本報告書については、本年秋に国連へ提出予定。) 取りまとめに当たっては、「聞く会」においてNGO等との意見交換等を実施し、これまでの成果や課題について、一般国民との共有を図った。

2 取組結果に対する評価

- 個々の取組についてその効果等を測定していないが、平成24年12月に公表された「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室)において、「女子差別撤廃条約」の用語を、見たか聞いたかしたことがある者は、34.8%となっている。(前回調査(平成21年10月; 35.1%)とほぼ同水準。)
- 第3次男女共同参画基本計画(第15分野)においては、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を平成27年までに50%とすることを成果目標としており、更なる取組が必要であると考えている。

3 今後の方向性、検討課題等

- 平成27年は、国連婦人の地位委員会において「北京宣言及び北京行動綱領」20年フォローアップ審議が行われるほか、ポスト2015開発アジェンダの作成など、女性の地位向上に関する国際的な取組が行われる予定である。また、我が国の女子差別撤廃条約第7回・第8回政府報告に対する女子差別撤廃委員会における審議も行われることも予想される。
- こうした国際的な展開も踏まえ、女子差別撤廃条約、国際的な基準・規範についての理解の浸透に向けて、講演会の開催や、内閣府HP、Facebookなど、女性に関する国際規範等に関心の高い人々だけでなく、国民一般にも幅広く浸透するよう、あらゆる機会を通じて、積極的にその周知を効果的に図っていく必要があると考えている。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 1 国際的協調：条約との積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守

1 主な施策の取組状況

- ・ 男女共同参画基本法や女子差別撤廃条約について、警察職員に対する各種研修の機会に、必要に応じて言及している。
- ・ 新たに採用された警察職員や各階級に昇任する警察職員に対し、警察学校での研修において、女子差別撤廃条約を含む人権関係条約等の人権の国際的潮流や男女共同参画社会等の各種人権問題についての教育を実施している。

2 取組結果に対する評価

- ・ 研修等により、各種人権問題に対する理解の促進が図られている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・ 今後も人権の国際的潮流や各種人権問題についての教育を継続していく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

ア 「ODA大綱」「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進

1 主な施策の取組状況

- 平成 22 年 7 月に開催された「アフガニスタンに関する東京会合」に合わせ、内閣府では、我が国のアフガニスタン女性支援の成果やアフガニスタンの女性をめぐる課題についてフォローアップするため、内閣官房長官の懇談会「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」の最終会合を開催し、意見交換を行うとともに、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の「聞く会」を開催し、パネルディスカッションを行った。
- JICA 事業として実施されているカンボジア国ジェンダー主流化プロジェクト等において、開発途上国の中央政府行政官等を対象とした研修を年 2 回程度受け入れている。

2 取組結果に対する評価

- アフガニスタンの女性支援に関する懇談会については、平成 14 年に提言の取りまとめを行ったほか、それ以後も提言のフォローアップとして、アフガニスタンから関係者が来日する機会を捉え意見交換を行うなど、所期の目的を達成した。
- 第3次男女共同参画計画策定以降、計 10 回にわたり JICA 研修を受け入れ、延べ 96 人の研修を実施してきており、開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化をジェンダー主流化の視点からの支援に貢献している。

3 今後の方向性、検討課題等

- 今後も引き続き、開発途上国の中央政府行政官を対象とした研修を随時受け入れることにより、開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化をジェンダー主流化の視点から支援してまいりたい。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

ア 「ODA大綱」「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」に基づく取組の推進(人身取引は人権侵害であり～の項目)

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・入国管理局では、人身取引対策に関する政府協議調査団の一員として職員を諸外国に派遣し、派遣先国の政府関係者等との意見交換等を行うことにより、人身取引対策の改善に役立てるほか、派遣先国との協力関係の強化を図っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・入国管理局では、人身取引対策に関する政府協議調査団の一員として諸外国に職員を派遣し、派遣先国の政府関係者等との意見交換等を通じて、連携体制の強化を図ることができており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 国際機関等への支援と国際社会・NGO等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も、あらゆる機会を通じて被害者の出身国等関係国との連携体制の強化に努めていく。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名)第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名)2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

ア 「ODA 大綱」「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」に基づく取組の推進

1 主な施策の取組状況

- ① ODA 政策における「ジェンダー主流化」の推進
 - ② 国際機関等への支援と国際社会・NGO 等との連携強化
- 「ODA 大綱」(2003 年 8 月改定), 「ODA 中期政策」(2005 年 2 月改定)において, 開発における男女の平等な参加と公平な受益の確保, 女性の地位向上に取り組むため, 政策・実施・評価と ODA 全般にわたってジェンダーの視点を考慮することを明記している。
 - 「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」(2005 年)に基づき, すべての開発政策, 施策, 事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で男女それぞれの開発課題やニーズ, インパクトを明確にし, 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進の実現に向けに取り組んでいる。
 - また, 2013 年 9 月の国連総会一般討論演説では, 安倍総理が女性関連施策を大きく取り上げ, その中で, (1)女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化, (2)女性を対象とする保健医療分野の取組強化, (3)平和と安全保障分野における女性の参画と保護, を重点施策分野において, 今後3年間(2013~2015年(暦年))で30億ドル超の支援(二国間 ODA 及び国際機関を通じた支援)を行うことを表明した。

2 取組結果に対する評価

- ① ODA 政策における「ジェンダー主流化」の推進
 - ② 国際機関等への支援と国際社会・NGO 等との連携強化
- 援助政策においては, ジェンダー平等の視点を強化するため, 「防災」「保健」「水と衛生」イニシアティブの基本方針にジェンダーの要素が盛り込まれたほか, 2010 年 9 月の国連首脳会合の機会に発表した「国際保健政策 2011-2015」及び「日本の教育協力政策 2011-2015」においてもジェンダーの視点到配慮している。
 - 我が国のジェンダー分野における案件実績は, DAC の CRS(債権国報告システム)統計を基に実績を算出することとしており, 2008 年から 2012 年の 5 年間で累計約 106 億ドルを拠出している(2008 年から 2012 年の ODA 全体に占める割合は約 13%)。
 - 上記 ODA 以外にも, UNDP, UNICEF, UNFPA, UN Women など国際的に発信力のある国連機関に対する拠出金を通じ, 支援を実施している。

様式 1

3 今後の方向性, 検討課題等

① ODA 政策における「ジェンダー主流化」の推進

② 国際機関等への支援と国際社会・NGO 等との連携強化

- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、人間の安全保障、貧困撲滅、持続可能な開発を実現する上で不可欠であり、今後も引き続き、女性の活躍と能力強化に資するような途上国支援を強化し、ジェンダー主流化の推進に積極的に貢献していく。

4 参考データ, 関連政策評価等

ジェンダー分野における援助実績額(約束額ベース)

暦年	実績額(単位:百万ドル)	ODA 総合計に占める割合
2008	1130.14	6.1%
2009	1870.75	12.5%
2010	1658.11	9.2%
2011	2560.52	16.1%
2012	3440.92	19.9%

※本データは DAC CRS 統計に基づく。ただし、東欧および卒業国向け援助を含む。

※右欄は、ODA 総合計に当該分野が占める割合。

(データ: 2013 年度版政府開発援助(ODA)参考資料集)

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 15 分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 2. 男女共同参画の視点に立った国際貢献

(イ) 女性の平和への貢献

1 主な施策の取組状況

外務省は、2013年9月、安保理決議第1325号及び関連決議にかかる女性・平和・安全保障に関する「行動計画」の策定作業を開始した。これまで、外務省・関係府省庁・市民社会（NGOs や有識者から成る）の代表から成る少人数グループ会合を開催し、市民社会との意見交換をとおして、同行動計画の構成、含めるべき要素、作業の進め方、計画案（目標・具体策・指標含む）について議論を深めてきている。加えて、沖縄を始めとし、北九州、京都、仙台でも市民社会との意見交換会を開催している。これらを踏まえた上で、第2稿案を作成した後、パブリック・コメントに付した（期間：9月22日～10月14日）。

2 取組結果に対する評価

- ・少人数グループ会合は、NGOs や有識者グループからなる市民社会と関連省庁府の代表から成るが、このうち市民社会は、ほぼ全員が女性であり活発な参画を得ている。
- ・パブリック・コメント用の行動計画第2稿では、平和と安全保障において女性の参画と保護にかかるジェンダーの視点を取り入れ、予防と人道・復興支援への具体策が取り纏められている。また、関連省庁の施策とその改善に向けた取組を広く取り入れたものとなっている。
- ・女性を被害者としてとらえるだけでなく、紛争の予防や管理、解決に向けた政策や意思決定のプロセスに女性が主体的に取り組む唯一の施策として、本行動計画の策定及び実施の意義は高い。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・行動計画の実施にあたり、政治的なコミットメントの拡大が重要
- ・行動計画案の策定に向けて、これまで地方都市における市民社会との意見交換の場を設けてきたが、今後、行動計画を実施に移すに当たり、情報の周知や地方での実施に関する検討が課題。
- ・今年度（H26年度）中に行動計画の実施を開始する方向で検討しており、作業部会の立ち上げや評価委員会の立ち上げも予定している。

4 参考データ、関連政策評価等

これまでの経緯や結果は、以下、外務省 HP に掲載。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献

ウ 国際機関・研究機関等との連携・協力推進

1 主な施策の取組状況

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）の活動に協力するため、内閣府では以下の取組を行った。

- ・バチエレUN Women事務局長訪日に合わせ、講演会の開催等。（平成24年11月）
- ・平成24年5月男女共同参画推進連携会議に「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを設置し、①チーム内各団体において女性のエンパワーメント原則（WE P s）への理解を促進するため、各々の企業・傘下団体で積極的な取組を行い、②WE P s署名を国内企業に広げるため、チームとして、メンバー外の企業・関連団体等への働きかけを行い、署名企業を拡大し、③署名企業におけるWE P s実行プロセスの現状を整理し、手続が不足する部分等にチームが支援を行い、WE P sの実効性を高める取組を実施。

2 取組結果に対する評価

- ・WE P sへの署名企業は、全世界678社中、日本は204社となっており、一定の成果を挙げている。（平成26年2月末現在）

3 今後の方向性、検討課題等

- ・引き続き、広報紙等を通じて、UN Womenの活動を紹介するなど周知に努める。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献(施策名) 2. 男女共同参画の視点に立った国際貢献(ウ) 国際機関・研究機関との連携・協力推進

1 主な施策の取組状況

- ・2013年の国連総会一般討論演説で、安倍総理は、国連の女性政策を担う UN Women の活動を尊重し、有力貢献国の1つとして誇りある存在になることを目指すと発言。日本はこの1年で拠出金を5倍に増加させた。ムランボ=ヌカカ UN Women 事務局長を2014年3月に日本に招へい。UN Women の日本事務所を、2015年に東京に開設する方向で調整中。
- ・紛争下の性的暴力の問題に関しては、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所とも連携を深めており、2014年はコンゴ（民）及びソマリアにおける案件（性的暴力の責任者訴追に向けた司法制度強化等）において、同事務所に初めて215万ドルの財政支援を行い、日本は第2位のドナーとなった。2013年11月には同特別代表を日本に招へい。ICC 被害者信託基金、国連PKO信託基金に対しても関連の拠出を行っている。
- ・2014年9月12日及び13日に安倍総理のイニシアティブで開催された WAW! Tokyo 2014（女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム）では、クリスティーヌ・ラガルド国際通貨基金（IMF）専務理事、ヘレン・クラーク UNDP 総裁、ムランボ=ヌカカ UN Women 事務局長、バンブーラ紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表など、約100名の国内外の女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席。日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われ、「WAW! To Do」と呼ばれる12の提案がまとめられた。

2 取組結果に対する評価

- ・WAW! Tokyo 2014 は、国内外から高い評価を得ている。WAW! To Do の実行を含めて、国際機関とも一層の連携を深めていく機運が高まっている。
- ・紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるとして、犯罪を防止する観点から責任者の処罰を確保し、また被害者を支援することが重要との観点から、一層積極的に取組んできている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・2015年も WAW! Tokyo を開催し、国際機関の女性の課題に取り組むリーダーたちとの連携を深める予定。
- ・UN Women の日本事務所（仮）を拠点に国連との連携をさらに強化していく。
- ・紛争下の性的暴力に関しても、21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、バンブーラ紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所等と協力し、国際社会をリードしていく所存。同事務所の新たな案件への支援を含め、検討していく予定。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献(施策名) 3 対外発信機能の強化ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進**1 主な施策の取組状況**

APEC 地域の経済発展のため、女性の新たな経済機会の創出が不可欠であるとの認識の下、APEC 域内の閣僚、企業の役員級、起業家及び学識経験者などが一堂に会する「APEC 女性と経済フォーラム」が、2011年より毎年開催されている。

同フォーラムにおいては、我が国の民間の役員級や起業家等の女性に出席を依頼し、代表団の一員として、会合やパネルディスカッションにおける、それぞれの知見等を踏まえた提言等により、APEC の方針決定等に貢献している。

2 取組結果に対する評価

2011年以降、延べ25人の女性リーダーが APEC 女性と経済フォーラムに出席。

APEC の取組への貢献のみならず、APEC 地域の女性リーダーと交流し、信頼関係を築くことにより、女性の活躍促進の取組等を始めとする我が国の最新の取組を国際社会に積極的にアピールするとともに、同フォーラム出席後も有識者として、国内外の男女共同参画のイベント等での講演や事業への参加などを通じて、同フォーラムの成果の普及・浸透や、我が国の女性施策の推進に貢献するなど、成果につながっている。

3 今後の方向性、検討課題等

引き続き、同フォーラムにおける我が国の民間の役員級や起業家等の女性への参加を推進する。なお、今後は、既に女性リーダーとしての地位を確立しておられる方々だけでなく、女性の国際的人材育成の観点から幅広い分野の中から、今後活躍が期待される人材を同フォーラムの出席者として選定していく。また、同フォーラムの成果の普及・浸透等をより効果的に行うための在り方について、検討していく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 3. 対外発信機能の強化

(ア) 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

1 主な施策の取組状況

- ・2014年6月に行われた女子差別撤廃委員会（CEDAW）委員選挙では、我が国から現職の林陽子委員が再選された。
- ・国連総会をはじめ、日本政府代表团には、女性及び男女共同参画に深い見識を有する有識者に参加していただいている。2013年3月の国連婦人の地位委員会には、橋本ヒロ子十文字学園中学高等学校長を日本代表として派遣し、2014年国連総会（第三委員会）には、矢口有乃日本政府代表顧問を派遣。
- ・2012年3月の第56回国連婦人の地位委員会において、我が国は、2011年3月に起こった東日本大震災から1年になるに当たり、日本の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国として初めて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を同委員会に提出し、コンセンサスで採択された。さらに、我が国は2014年3月に開催された第58回国連婦人の地位委員会に、同決議のフォローアップのための決議案を再度提出し、コンセンサスで採択された。

2 取組結果に対する評価

- ・2014年の選挙では、12の改選議席に対して18名の候補が立候補し、厳しい選挙となったが、140票を獲得して7位で当選を果たした。林陽子委員とは密接に連絡を取り合っており、国際機関や人権条約体を通じた我が国の貢献のあり方とともに考えていける体制が整っている。
- ・民間の有識者と連携し、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはかるとともに、国連総会でのステートメント、また、婦人の地位委員会における女性と災害に関する決議の提出と採択などを通じて積極的な対外発信を行っている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・林陽子女子差別撤廃委員会委員をはじめ、女子差別撤廃委員会と積極的な意見交換、建設的な対話を行っていくとともに、有識者や市民社会と連携し、我が国は女性の人権の保護・促進について更に国際社会に貢献していく。
- ・2014年に提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議では、前回決議の内容に加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時からの女性の参画の重要性、第3回国連防災世界会議（仙台）、世界人道サミットを含む2015年以降の各種プロセスに繋げていく点を強調している。

4 参考データ、関連政策評価等

女子差別撤廃委員会については、我が国は1987年から継続して委員を出している。現委員の林陽子弁護士は2008年から委員を務め、2010年選挙において再選（任期2014年末まで）。本年6月26日（現地時間）、NYにて女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、12名の委員が改選された（任期2015年～2019年）。18名が立候補する激戦となった中、我が国より立候補した林陽子弁護士（現職）は、140票を得て、7位で当選した。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 3 対外発信機能の強化

ア 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

1 主な施策の取組状況

在外公館における主要なポストの任命について、当省においては、平成22年度以降の実績として、以下のとおり女性の大使及び総領事を登用した。

平成22年8月～平成25年11月	横田 順子	駐ラオス大使
平成24年1月～	白石 和子	駐リトアニア大使
平成26年4月～	西村 篤子	駐ルクセンブルク大使
平成26年7月～	志野 光子	駐アイスランド大使
平成26年4月～	伊岐 典子	駐ブルネイ大使
平成25年4月～	古賀 京子	ミラノ総領事
平成25年8月～	柳沢 陽子	ブリスベン総領事
平成26年3月～	羽田 恵子	メルボルン総領事

2 取組結果に対する評価

我が国の女性の大使は、平成元年に初めて登用して以来延べ20人、総領事については、平成10年以来延べ6名が就任している。現在、大使の総数に占める女性大使の割合は2.5%、総領事については5.1%。

(参考：第2次基本計画においては同実施期間を通じて、大使は延べ4名、総領事は1名が登用された。)

3 今後の方向性、検討課題等

今後も引き続き、在外公館における主要なポスト（大使、総領事）の任命に際しては、大使、総領事自らが、我が国が社会における女性の活躍を推進していることを国際社会においてアピールできるよう、適材適所の考えに基づき女性を含む優秀な人材から登用していく方針。また、民間等からの優秀な人材の発掘、登用にも意を用いていきたい。

4 参考データ、関連政策評価等

上述1及び2のとおり。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) 3 対外発信機能の強化

ウ NGO等との連携・協力推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、国際会議等への出席に当たり、公式会合だけでなく、二国間会談の実施やサイドイベントへの参加等を通じ、各国政府や国際機関のハイレベル、NGO等との間で、意見交換や我が国の取組を始めとする優良事例の共有などを行った。 ・各種国際会議の議論や成果等について、各種刊行物やウェブサイトなどを通じた広報、男女共同参画推進連携会議主催による「聞く会」を開催するなどにより、地方自治体、NGOに対する周知、意見交換等を行った。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国政府や国際機関のハイレベルによる政務三役や局長、審議官に対する来訪件数が着実に増加している（平成24年度：8回→平成25年度：19回）。 ・「聞く会」を平成22年度以降、年3回～6回の頻度で計19回開催しており、NGO等との連携に成果を挙げている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議や二国間会談等、外国政府や国際機関等との交流にあたっては、英語の資料やパンフレット等を活用し、我が国の男女共同参画の取組等のさらなる積極的な情報発信を行う。 ・これまでも、HP、Facebook及び情報意見交換会の開催により、地方自治体やNGO等に対する広報・意見交換等を積極的に進めてきたが、国民一般にも幅広く浸透するよう、あらゆる機会を通じて、積極的にその周知を効果的に図っていく必要があると考えている。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献(施策名) 3 対外発信機能の強化エ 国際会議におけるイニシアティブの発揮**1 主な施策の取組状況**

東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC 女性と経済フォーラム及び ASEAN+3 女性に関する会合に大臣、副大臣等が出席し、東アジア地域や APEC 地域の男女共同参画の取組や推進に関し意見交換を行うとともに、我が国の男女共同参画施策の取組を踏まえた政策提言や優良事例の共有等を行うことにより、会合への積極的な貢献を行っている。

また、各会合やそれに伴い開催した二国間会談において、担当大臣等との信頼醸成等を図った結果、会合後においても相互の訪問等による二国間会談等を実施し、我が国の男女共同参画施策の展開に関し、英語のパンフレットや資料を活用して情報共有を図るとともに、施策の実施に向けた意見交換等を行った。

2 取組結果に対する評価

下記の理由により、取組は一定の成果が上がっていると考えます。

- ・各会合において、各国が取り組むべき課題等に関し政策提言を行い、その結果が会合の成果文書（声明等）に盛り込まれた。
- ・会合の開催期間中に、各国政府や国際機関との二国間会談を実施し、積極的に意見交換を行った。（2011年以降の東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC 女性と経済フォーラム及び ASEAN+3 女性に関する会合期間中の二国間会談の回数：延べ12回）
- ・相互の訪問による二国間会談の実施や、取組の更なる聴取や意見交換を目的とする、内閣府に対する各国政府や国際機関の来訪件数が着実に増加した。（24年度：8回→25年度：19回）

3 今後の方向性、検討課題等

引き続き、国際会議において大臣等が出席し、会合への積極的な貢献を行うとともに、二国間会談等を積極的に実施することにより、担当大臣等との信頼関係を構築し、男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。

4 参考データ、関連政策評価等